

厚生年金基金における裁定請求を行っていない者に 係る改善計画等について

平成20年6月
厚生労働省年金局

【対象】

現存する厚生年金基金（621基金）のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除く、616基金。

【内容】

厚生年金基金が平成19年度内に策定した裁定請求を行っていない原因の分析及び具体的な対策を内容とする改善計画及び本年4月から実施している社会保険庁の保有する住所情報等の提供に係る厚生年金基金の申請状況を取りまとめたもの。

1 厚生年金基金が策定した裁定請求を行っていない者に係る改善計画

(1) 裁定請求を行っていない者の原因として考えられるもの(複数回答)

	原因	基金数	基金数に対する割合
1	現在働いており、直ちに年金を請求する必要がないため。	490	80.9%
2	住所が不明で裁定請求書等が届かないため。	384	63.4%
3	加入期間が短い(年金が少額)ため。	295	48.8%
4	請求するのを忘れていたため。	268	44.2%
5	請求手続が煩雑なため。	68	11.4%
6	年金受給を辞退するため。	18	3.1%
7	その他(注3)	115	19.0%
対象基金数		605	

(注1) 各厚生年金基金の担当者からの回答に基づき集計したものである。

(注2) 未回答の基金が11基金あるが、裁定請求を行っていない者が存在しないことを理由としている。

(注3) その他の理由としては、一時金を受給し基本部分の請求ができないと勘違いしている、支給開始年齢を勘違いしているなどがある。

(2) 裁定請求を行っていない者に係る対策

① 実施時期

	実 施 時 期	基金数	基金数に対する割合
1	平成20年3月までに実施済	232	38.7%
2	平成20年4月～平成20年9月までに実施	312	52.0%
3	平成20年10月以降実施	56	9.3%
合 計		600	100.0%

② 内容(複数回答)

	内 容	基金数	基金数に対する割合
1	裁定請求書や裁定請求の案内を送付(再送付及び送付機会の増加)	585	97.5%
2	広報誌や基金ホームページにより裁定請求を勧奨	173	28.8%
3	事業所に現住所を調査	168	28.0%
4	市区町村に対し住所調査	124	20.7%
5	その他(注2)	125	20.8%
対 象 基 金 数		600	

(注1) 未回答の基金が16基金あるが、裁定請求を行っていない者が存在しないことを理由としている。

(注2) その他の対策としては、同僚又はOB会への調査、裁定請求の手続きに係る説明会の実施、未請求者への夜間訪問及び個別訪問による勧奨などがある。

(3) 住所不明者に係る対策

① 実施時期

	実施時期	基金数	基金数に対する割合
1	平成20年3月までに実施済	172	29.6%
2	平成20年4月～平成20年9月までに実施	321	55.2%
3	平成20年10月以降実施	88	15.1%
合 計		581	100.0%

② 内容(複数回答)

	内 容	基金数	基金数に対する割合
1	市区町村に対し住所調査	472	81.2%
2	事業所に現住所の調査	227	39.1%
3	広報誌や基金ホームページにより住所変更届を勧奨	111	19.1%
4	その他(注2)	46	7.9%
対象基金数		581	

(注1) 未回答の基金が35基金あるが、住所不明者が存在しないことを理由としている。

(注2) その他の対策としては、同僚又はOB会への調査、NTTの電話番号案内を活用した電話調査などがある。

2 社会保険庁の保有する住所情報の提供に係る申請状況

	内 容	基金数	基金数に対する割合
1	平成20年9月までに申請する(申請済も含む)	491	79.7%
2	平成20年10月以降に申請する	82	13.3%
3	住所不明者がいないため申請する予定がない	43	7.0%
合 計		616	100.0%